

第 645 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 4 日（木）午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行			8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

7	渡邊 和巳						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（5 人）

局長 嶋田 清一	係長 後藤 寿大	副主査 宮崎 将人	書記 石井 彩里奈
書記 川崎 聡			

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告

第 645 回 富津市定例農業委員会

発言者	発 言 内 容
局長	開会 午後 1 時 30 分 出席予定の委員の皆さまがお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 委員の皆様には、ご多用のところ第 645 回定例農業委員会総会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 それでは、開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、7 番 渡邊委員が欠席で、委員 14 名中 13 名の出席となっております。 従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。 会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により 会長をお願いいたします。
議長	(議長挨拶) ・・・挨拶・・・
議長	(開会) ただ今から、第 645 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。
議長	(議事録署名人の指名) それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。 8 番 白井委員、10 番佐久間委員を指名いたします。
議長	それでは、議事に入らせていただきます。

議長	(議事) 【議案第 1 号】 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 1 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、3 番 丸委員、お願いします。
丸委員	議案第 1 号 1 番について、申請地を 6 月 4 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 飯野小学校より東南東の方向 1.5 km 付近に所在する農地です。 義務者は、相続で取得した農地ですが、市外在住で自ら耕作ができないため、弟である権利者に長年農地管理をお願いしておりました。 今回、権利者に当該農地について、相談をしたところ、双方の合意が整い、贈与による所有権移転の申請をすることとなりました。 営農計画としましては、果樹（栗・柿・枇杷・ブルーベリー・蜜柑）の栽培を計画しております。 以上となります。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、弟である権利者に長年、農地管理をしてもらっていたため、贈与したいとのことで、権利者に相談したところ、権利者も自宅から近く、耕作に適しているため、権利を取得し、引き続き耕作をしていきたいため、受託したものです。 登記上は田ですが、現況は樹園地とし果樹を耕作しているとのことです。果樹（栗・柿・枇杷・ブルーベリー・蜜柑等） 申請地は、農振農用地区域外農地 1 筆 1,210 m²、権利者の耕作面積は、6,744 m²、従農数 2 名であります。

議長	農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。 以上です。 事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第1号1番は承認されました。
議長	次に、議案第1号2番及び3番ですが、権利者が同一かつ同一理由による申請ですので、一括審議、個別採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし）
議長	それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。 担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	議案第1号2番・3番について、申請地を6月3日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 JR 佐貫町駅より東南東の方向約200m付近に所在する農地です。 義務者は、相続で取得した農地ですが、市外在住で自ら維持管理ができず、休耕地となっております。 今後も耕作等維持管理が出来ないことから、権利者に当該農地について、相談をしたところ、双方の合意が整い、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。 営農計画としましては、水稻の栽培を計画しております。 以上となります。

議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、市外在住で農地の維持管理が出来ない為、売買するものであり、権利者も自己所有農地に隣接しており、田を増やしたいとの目的による所有権移転の申請であります。 申請地は、農振農用地区域内農地 2 筆 384 m²、権利者の耕作面積は、12,909 m²、従農数 1 名であります。 農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	はじめに、議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 2 番は承認されました。
議長	続いて、議案第 1 号 3 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 3 番は承認されました。
議長	次に、議案第 1 号 4 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、12 番 安田委員、お願いします。

安田委員	議案第 1 号 4 番について、申請地を 6 月 2 日に確認しましたので説明いたします。 所在につきましては別添資料をご覧ください。 旧関豊小学校より東南東の方向 400m 付近に所在する農地です。 義務者は、相続で取得した農地ですが、市外在住で自ら耕作が出来ないため、権利者及びその親族に管理を依頼しておりました。 今後も農地を維持管理することが出来ず、権利者に当該農地について、相談をしたところ、双方の合意が整い売買による所有権移転の申請をすることとなりました。 営農計画としましては、ジャガイモの栽培を計画しております。 以上となります。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (川崎)	ただいまの安田委員の説明に補足をさせていただきます。 義務者は、権利者に長年、農地管理を依頼しておりました。 今後も農地を維持管理できず売却するものであり、権利者は自宅から 20m と近く、耕作条件が良いことから義務者からの申出を受け、規模拡大を目的とした所有権移転の申請であります。 申請地は、農振農用地区域内農地 3 筆 1, 179 m²、権利者の耕作面積は、15, 000 m²、従農数 3 名であります。 農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。

議長	議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第 1 号 4 番は承認されました。
議長	【議案第 2 号】 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 を議題といたします。 議案第 2 号 1 番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、11 番 森 田委員、お願いします。
森田委員	議案第 2 号 1 番について申請地を 6 月 2 日に確認しましたので、 説明します。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 富津市役所から南西の方向約 1.1km の地点に位置する農地です。 申請地は、日照条件が良く、隣接地も耕作されておらず、宅地も 隣接していないため、太陽光発電所に適していると考え転用するも のです。 なお、近隣農地の所有者へも説明を行っております。 以上です。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の 生産力の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。 造成計画は整地のみであり、雨水については自然浸透とし、 汚水、雑排水については発生いたしません。 資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添 付書類から確認済みです。 太陽光発電用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など

	全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第２号１番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号１番は承認されました。
議長	次に、議案第２号２番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、５番 稲村委員、お願いします。
稲村委員	議案第２号２番について申請地を６月１日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 富津市立飯野小学校から北西の方向約 200m の地点に位置する農地であります。 申請地は、譲受人が親との同居を考え個人の専用住宅を建築しようと考えていたところ、利便性も良く、接道及び給排水等の整備計画もしやすい土地だと考え転用するものです。 以上です。
議長	担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の

	生産力の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。 造成計画は整地のみであり、雨水については浸透枳による宅内処理とし、汚水、雑排水については合併浄化槽で処理後に既存道路側溝に放流いたします。 資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 専用住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	議案第２号２番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号２番は承認されました。
議長	次に、議案第２号３番、４番、５番及び６番ですが、権利者が同一かつ同一理由による申請ですので、一括審議、個別採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。 担当委員の現地調査及び説明を、２番 澤邊委員、お願いします。
澤邊委員	議案第２号３番から６番について、申請地を６月３日に確認しましたので、説明いたします。 申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 JR 佐貫町駅より北東の方向約 1.6km に位置する農地であります。 申請地は十分な日当たりが確保でき、太陽光発電施設に適してい

議長	る土地です。 また、義務者は高齢等により農地の管理が難しくなっていたところ、太陽光発電施設への転用の話があり、権利者と合意に至ったことから所有権移転を伴う転用申請をしました。 周辺農地には影響がないよう計画されており、問題はありません。 以上です。 担当委員の説明は終わりました。 事務局、補足説明をお願いします。
事務局 (宮崎)	ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。 農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第２種農地と判断されます。 造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。 また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生也没有ありません。 雨水は自然浸透としています。 資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。 以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。 質疑に入ります。 ご質疑ございますか。（なし声） 「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。
議長	はじめに、議案第２号３番につきまして、原案に賛成委員の挙手を

議長	求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号３番は承認されました。 続いて、議案第２号４番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号４番は承認されました。
議長	続いて、議案第２号５番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号５番は承認されました。
議長	続いて、議案第２号６番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 挙手全員であります。 よって議案第２号６番は承認されました。
議長	【専決処分報告について】 次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」、事務局長からお願いします。
局長	専決処分について、ご報告いたします。 農地法第５条第１項第６号の規定による届出でございますが、市街化区域内にある農地の権利移動２件でございます。 １番につきましては、専用住宅の敷地として所有権移転するもので、面積は５２３平方メートルでございます。 ２番につきましては、太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は１，０２５平方メートルでございます。 これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりました

議長	ので、事務局長専決により書類を受理いたしました。 以上、報告させていただきます。 事務局長の報告は終わりました。
議長	以上で本日の案件はすべて終了いたしました。 そのほかに、委員さんの方から何かありますか。
事務局 (後藤)	事務局、何かありますか。 農業委員の改選についてご報告いたします。 農業委員の任命については、4月27日に評価委員会を開催し、任命にあたり議会の同意が必要であることから、6月定例市議会に議案の上程を予定しております。 また、農地利用最適化推進委員の「環2地区」については、募集期間を5月29日まで延長した結果、1名の応募がありましたので、6月22日に他の地区と併せて評価委員会を予定しております。 以上でございます。
議長	皆様には、慎重審議を賜りましてありがとうございました。 なお、次回の農業委員会総会は、7月3日 金曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。 以上で、本日の定例総会を終了いたします。 閉会 午後1時50分